騒音に係る環境基準

一般地域				
	基準値			
地域の類型	昼間(午前6 時から午後 10時まで)	夜間(午後 10時から翌 日の午前6時 まで)	該当地域	
A地域	55デシベル 以下	45デシベル 以下	都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第 1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専 用地域及び第2種中高層住居専用地域。	
В地域	55デシベル 以下	45デシベル 以下	都市計画法第2章の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居 地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域 の指定のない地域 (工業用の埋立地を除く。)	
C地域	60デシベル 以下	50デシベル 以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、 準工業地域及び工業地域。	

道路に面する地域					
	基準値				
地域の類型 	昼間(午前6時から午後10 時まで)	夜間(午後10時から翌日の 午前6時まで)			
A地域の」うち2車線以上 の車線を有する道路に面 する地域	60デシベル以下	55デシベル以下			
B地域のうち2車線以上の 車線を有する道路に面す る地域及びC地域のうち 車線を有する道路に面す る地域	65デシベル以下	60デシベル以下			

幹線交通を担う道路に近接する空間			
基準値			
昼間(午前6時から午後10 時まで)	夜間(午後10時から翌日 の午前6時まで)		
70デシベル以下	65デシベル以下		

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準 (昼間にあって45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下) によることができる。

注:

- (1)「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。
- ①道路法 (昭和27年法律第180号) 第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道 (市町村にあっては、4車線以上の区間に限る。)
- ②①に掲げる道路を除くほか、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市 計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第1号に掲げる自動車専用道路
- (2)「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定する。
- ①2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ②2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

振動に係る目標(大阪府環境保全目標)

一般地域		
区域	目標	
全域(工専を除く)	大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度	

工場及び事業場における騒音・振動の規制基準

区域区分			時間区分		
			朝・夕	昼間	夜間
第一種	第1·2種低層住居専用地域、田園住居 地域		45デシベル	50デシベル	40デシベル
第二種	第1・2種中高層住居専用地域、第1・2 種住居地域、準住居地域、用途地域の 指定のない地域		50デシベル	55デシベル	45デシベル
第三種	近隣商業地域、商業地域、準工業地域		60デシベル	65デシベル	55デシベル
第四種	工業地域、 工業専用地 域の一部	既設の学校、保育所等の 敷地の周囲50メートルの 区域及び第二種区域の境 界線から15メートル以内 の区域	60デシベル	65デシベル	55デシベル
		その他の区域	65デシベル	70デシベル	60デシベル

※朝とは午前6時から午前8時、昼間とは午前8時から午後6時、夕とは午後6時から午後9時、夜間とは 午後9時から翌日午前6時の間を指す。

振動に係る規制基準

	다 td	時間区分		
	区域区分			夜間
第一種	第1・2種低層住居専用地域、第1・2種 中高層住居専用地域、第1・2種住居地 域、準住居地域、田園住居地域、用途 地域の指定のない地域		60デシベル	55デシベル
第二種 (I)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域		65デシベル	60デシベル
第二種 (Ⅱ)	工業地域、 工業専用地 域の一部	既設の学校、保育所等の 敷地の周囲50メートルの 区域及び第一種区域の境 界線から15メートル以内 の区域	65デシベル	60デシベル
		その他の区域	70デシベル	65デシベル

※昼間とは午前6時から午後9時、夜間とは午後9時から翌日午前6時の間を指す。

航空機騒音に係る規制基準

地域の類型	該当地域	基準値
I	都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた 以下の地域 ・第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域・第一種中高 層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域・第 二種住居地域・準住居地域・田園住居地域 同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域。ただ し、次に掲げる地域を除く。 ・関西国際空港及び八尾空港の敷地・国土利用計画法(昭和49年法 律第92号)第9条の規定により定められた森林地域であって、かつ、 都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域以外の地域である地 域	57デシベル以下
п	都市計画法第2章の規定により定められた以下の地域 ・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域 ただし、関西国際空港、大阪国際空港及び八尾空港の敷地を除く。	62デシベル以下